

# ●第2章 災害予防計画

## 第1節 鶴見区の災害警戒区域

### 第1 土砂災害警戒区域等

#### 1 急傾斜地崩壊危険区域（神奈川県が指定）【鶴見区：37箇所】（平成30年9月現在）

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上で高さが5m以上、保全人家5戸以上である土地）で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれらに隣接する土地のうち、当該傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域です。

#### 2 土砂災害警戒区域（神奈川県が指定）【鶴見区：122箇所】（平成30年9月現在）

急傾斜地の崩落、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（イエローゾーン）として政令で定める基準に該当するものです。

### 第2 洪水浸水想定区域等

#### 1 洪水浸水想定区域（国または神奈川県が指定）

一、二級河川において想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

#### 2 雨水出水浸水想定区域（横浜市が指定：環境創造局）

特定の公共下水道\*において、想定し得る最大規模の降雨により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域です。【鶴見区：なし】

※ 水防法第13条の2に基づき、雨水出水により相当な被害を生じるおそれがある地下街等が発達している区域等に在する公共下水道等の排水施設等で、市町村長が指定したもの

#### 3 高潮浸水想定区域（神奈川県が指定）（平成31年4月指定公表）

水位周知海岸\*において、想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

※ 水防法第13条の3に基づき、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして都道府県知事が指定した海岸

### 第3 ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したもので、第2節 第1及び第2の区域も図示しています。

現在、横浜市では、3種類のハザードマップを作成し、公表しています。

#### 1 洪水ハザードマップ

- 2 内水ハザードマップ
- 3 土砂災害ハザードマップ

#### 第4 まるごとまちごとハザードマップ

日頃からまちなかで、その地域の風水害の危険が目に見えてわかるように、洪水浸水想定区域の電柱や看板に洪水時の浸水深や避難場所を掲示し啓発しています。

## 第2節 鶴見区の避難体制等

### 第1 土砂災害警戒区域等【総務課】

神奈川県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、土砂災害防止法第8条に基づき、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難場所、避難訓練に関すること等を定めます。区長は、横浜市防災計画「資料編」に定められた土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設\*の所有者等に対し、ファクシミリ、Eメール等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

※ 土砂災害防止法8条において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は要配慮者利用施設と定められています。

区長から伝達する土砂災害に関する情報等	1 大雨警報、大雨特別警報 2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 3 避難勧告等の発令 4 その他 土砂災害対策上、有効な情報
---------------------	---

### 第2 浸水等

鶴見区では、小中学校 31 校が風水害時の避難場所として指定されています。

多摩川・鶴見川の洪水が予想される場合は、鶴見川河川流域の小中学校を優先して、避難場所として指定し、避難体制を整備します。

【指定緊急避難場所】洪水想定時は①から⑳までの小中学校を優先し、順次、開設します。

① 市場小学校	② 入船小学校	③ 汐入小学校	④ 下野谷小学校
⑤ 平安小学校	⑥ 矢向小学校	⑦ 市場中学校	⑧ 矢向中学校
⑨ 潮田小学校	⑩ 潮田中学校	⑪ 寛政中学校	⑫ 鶴見中学校
⑬ 下末吉小学校	⑭ 鶴見小学校	⑮ 新鶴見小学校	⑯ 豊岡小学校
⑰ 末吉小学校	⑱ 上末吉小学校	⑲ 駒岡小学校	⑳ 生麦小学校
㉑ 末吉中学校	㉒ 東台小学校	㉓ 岸谷小学校	㉔ 寺尾小学校
㉕ 旭小学校	㉖ 馬場小学校	㉗ 獅子ヶ谷小学校	㉘ 上寺尾小学校
㉙ 寺尾中学校	㉚ 生麦中学校	㉛ 上の宮中学校	

※ 上記以外に、災害の規模により、前日から公共施設や災害時の協定を締結している施設を避難場所として開設する場合があります。

### 第3 要援護者のための避難場所確保【総務課・高齢・障害支援課】

避難場所での避難生活が困難で、特別な配慮や支援等が必要な要援護者のために、区長は社会福祉

施設等と協定を締結し、福祉避難所の確保を推進します。台風等で避難場所に避難した要援護者の状況を勘案したうえで、福祉避難所を開設し要援護者を避難させることを検討します。

#### 第4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における対策【総務課】

##### 1 浸水危険の周知

区長は、浸水想定区域や過去の浸水実績等を考慮し、要配慮者利用施設に対しリーフレットや洪水ハザードマップ等により浸水の危険性や浸水予防対策等の周知・啓発を図ります。

##### 2 洪水予報等の伝達【総務課】

区長は、横浜市防災計画「資料編」に定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者等又は自衛水防組織の構成員に対し、ファクシミリ、Eメール等による洪水予報等の伝達体制を整備します。

##### 3 区長から伝達する洪水予報等

洪水予報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 大雨警報、大雨特別警報、洪水警報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報</li> <li>2 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）</li> <li>3 多摩川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）</li> <li>4 水位情報周知河川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報</li> <li>5 避難勧告等の発令</li> <li>6 その他 浸水対策上、有効な情報</li> </ul>
-------	--

### 第3節 資機材整備

#### 第1 水防用資機材の整備【土木事務所】

土木事務所は、管内における水防を十分果たせるよう、水防倉庫等を設置し、水防用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとします。

なお、水防用資機材は、地震災害等他の災害対策のために使用することができるものとします。

##### 【鶴見土木事務所における水防用資機材整備基準表】（土木水防倉庫 鶴見区鶴見中央 3-11）

品名	数量	品名	数量
土のう類	2,500 袋	照明灯	2 台
なわ類	100kg	一輪車	3 台
丸太類	100 本	掛矢	3 丁
鉄線蛇籠	20 本	スコップ	20 丁
鉄線	200kg	つるはし	3 丁
鎌	5 丁	かすがい	100 本
なた類（おのを含む。）	2 丁	のこぎり	3 丁
ペンチ	3 丁	カッター	1 丁
携帯発電機	1 台		

## 第2 区役所活動用資機材の整備

### 【区役所における活動用資機材一覧】

品名	数量	品名	数量
スコップ	8丁	なわ類	5kg
ガス発電機	15台	投光機	4台
ランタン	15個	外部給電器	2台

※ 水防団（消防団）に貸与（救助艇8艇・大型発電機1台・LED投光器10台）

## 第3 消防活動用資機材の整備【消防署】

風水害に対応するため消防署では、保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう毎月1日定期的に行う通常点検及び訓練並びに災害活動等資機材の使用後に行う特別点検を実施し、資機材が風水害時にその機能を十分に発揮できるよう点検整備しています。

### 【風水害対策用資機材及び配置状況等】

資機材一覧	配置場所	配置場所
シャベル（剣スコップ）	消防隊等につき3本	各消防隊等
スコップ（角スコップ）	消防隊等につき2本	同上
穴あきスコップ	同上	同上
三徳ジョレン	消防隊等につき1本	同上
U字溝ジョレン	同上	同上
つるはし（バチツル）	同上	同上
掛矢	同上	同上
軽量バール	同上	同上
のこぎり大（折り畳み式）	同上	同上
のこぎり小（ガンタイプ）	同上	同上
波板ハサミ	同上	同上
万能ハサミ	同上	同上
ボルトクリッパー	同上	同上
土のう袋	消防隊等につき200枚	同上
折りたたみボート	3艇	本署、生麦、駒岡※
ゴムボート	5艇	本署、末吉、入船、矢向、寺尾
船外機付きゴムボート	2艇	水上

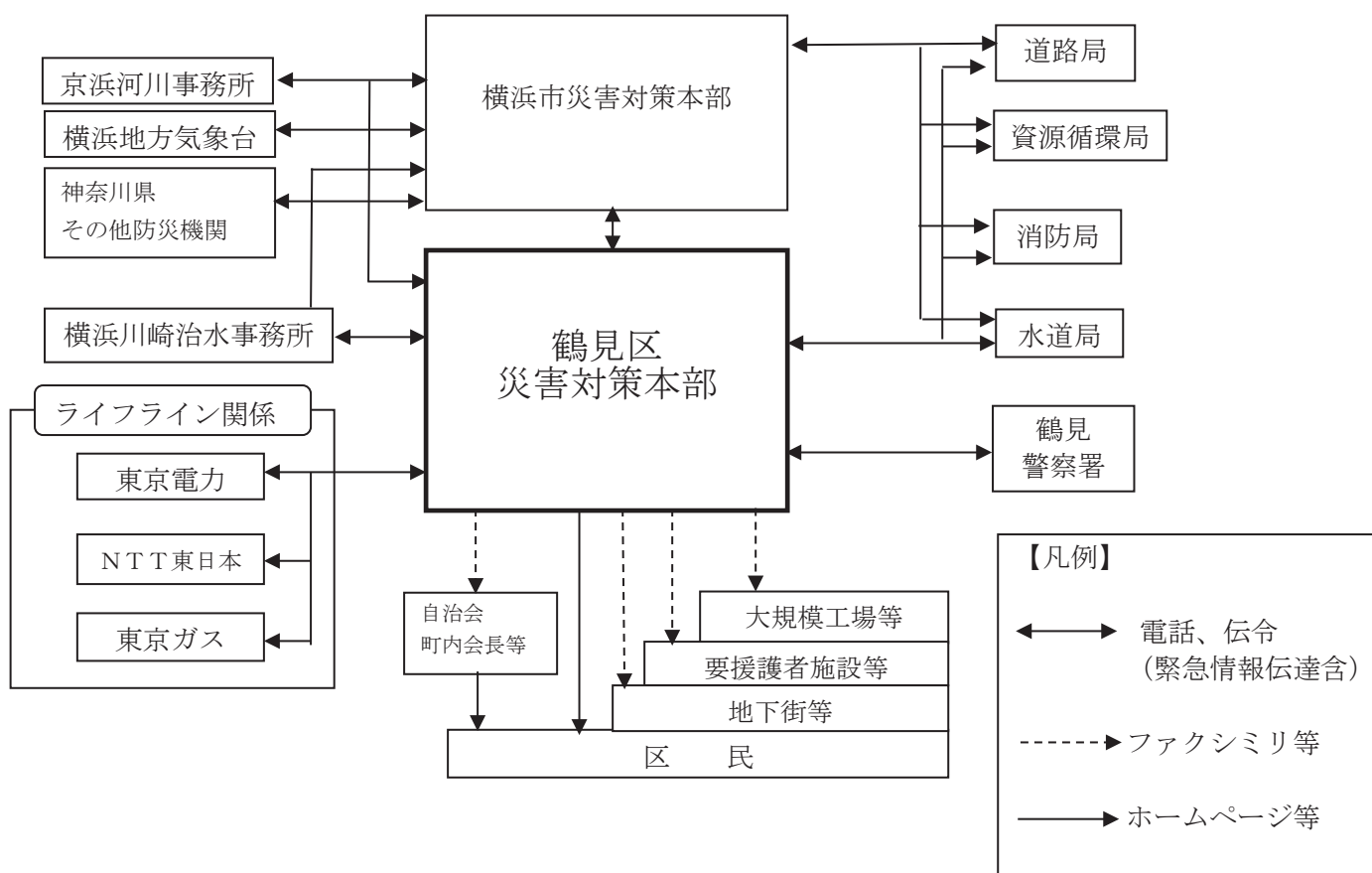
※経年劣化のため故障中（令和2年5月現在）

## 第4節 風水害情報【庶務班・情報班】

### 第1 災害情報の収集・伝達

鶴見区では、災害に関する情報を少しでも早く区民に伝達できるように、各機関と連携し情報の収集・伝達に努めています。

## 【鶴見区災害対策本部情報伝達体制】



## 第2 水位情報の種類

鶴見区のホームページや横浜市水防災システムなどにより、鶴見区における河川情報をお知らせしています。これらの情報は洪水の危険度レベルに応じ、水防団の待機・出動や住民の避難勧告等の情報を提供するもので、次のような種類に分かれています。

氾濫危険水位	避難勧告等の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防機関（水防団）が出動する目安となる水位
水防団待機水位	水防機関（水防団）が待機・準備するための目安となる水位

## 第3 区役所等からの情報提供

風水害等の情報を提供するための手段として、大きな被害が予想される場合には、区民が速やかに避難準備や避難することができるよう、ホームページ・Twitter・ファクシミリ・緊急時情報一斉伝達システムを活用し迅速な情報伝達体制を確保しています。また、広報車等を使った広報活動も実施します。

### 1 鶴見区のホームページ・Twitter・ファクシミリによる情報提供（区役所からの情報提供）

避難情報の発令や避難所開設状況等の緊急なお知らせのほか、開設時間等の避難場所に関する詳細な情報を、鶴見区のホームページ・Twitter・ファクシミリによる情報発信を行います。

## 2 緊急時情報一斉伝達システムを活用した情報提供（区役所からの情報提供）

地震・大雨などにより災害発生や発生するおそれがある時などに、必要な情報を迅速かつ確実に自治会町内会長等に電話の一斉発信により提供し、受信者が情報を受け取ったことを区役所が確認できるシステムを活用し相互に情報を共有します。

## 3 広報車等による情報提供（区役所・消防署・消防団からの情報提供）

大雨警報等の気象警報が発表され、広範囲に被害が予想される場合や、台風により洪水等のおそれが予想される場合に、区役所・消防署・消防団が連携し、スピーカーを搭載した公用車等で広報活動を実施します。

## 4 緊急速報メール（国、県、市からの情報配信）

携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、鶴見川・多摩川が氾濫するおそれがある場合等に国から配信され、横浜市から浸水想定区域に避難勧告の発令が配信されます。また、土砂災害警戒情報が発表された時には、神奈川県から配信され、横浜市からも事前に定めた区域に対し避難勧告の発令が配信されます。

## 5 神奈川県雨量水位情報（県からの情報配信）

神奈川県のホームページでは、神奈川県内の雨量水位情報をインターネット上で公表しています。また、携帯電話からも各地の雨量情報を見ることができます。

## 6 川の防災情報（国からの情報配信）

国土交通省が運営する防災ポータルページです。多摩川や鶴見川の河川情報をインターネット上で公表しています。また、携帯電話からも河川の水位等を見ることができます。

# 第5節 要援護者対策

地域には、風水害発生時の避難情報の取得や避難行動など、臨機応変に対応することが難しい高齢者や障害者等の要援護者の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

そこで、自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支えあいの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、各区で展開している地域福祉保健計画等の取組と併せ、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

## 第1 災害時要援護者名簿【高齢・障害支援課】

要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、災害発生時等に要援護者の安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として「災害時要援護者名簿」を作成し、自主防災組織等に提供します。

## 第2 要援護者の事前対策【各課】

### 1 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、避難準備・高齢者等避難開始の情報に十分注意し、早めの段階で避難行動を開始できるよう準備をすることなど家庭内での安全対策について周知します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」という自主防災意識の普及啓発や、日頃の地域の見守り活動等の支援をします。

### 2 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組

自主防災組織は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組として、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日頃から、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等の地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげます。

### 3 地域での要援護者の把握と災害に備えた取組

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組に備えるため、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから地域の自主防災組織等は区が提供する災害時要援護者名簿を活用するなどして、要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組みます。

## 第3 聴覚障害者への情報配信【総務課・高齢・障害支援課】

区本部長は、災害時緊急情報を、ファクシミリ通信網を利用して自宅のファクシミリへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

対象者は、原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファクシミリがある方です。

## 第4 迅速な救護活動推進支援

区は、災害発生時における要援護者の救護活動に活用するため、災害時要援護者名簿を作成・保管します。

## 第6節 地域防災力の強化

### 第1 区民等への防災・減災の普及啓発【総務課】

防災活動の成果をあげるためには、区民の防災意識を高め、減災行動に対する理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって、平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、鶴見区の防災計画や防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得、避難救助の措置等について積極的な広報を行い、防災・減災の普及啓発に努めるものとします。

なお、区長は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めるものとします。

## 第2 学校防災教育の推進【総務課】【こども家庭支援課】

防災教育の指針に基づいた指導資料、本市ホームページ等を活用し、防災に対する知識を深めるとともに、「特別の教科 道徳」、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、災害発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、地域のボランティア活動等への参加について、教育計画に基づき児童生徒の発達段階に応じた体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

さらに、学校とPTAの協力による訓練等の実施や学校・家庭・地域・区役所と連携した総合的な訓練を実施することで、実践的な理解を深めるとともに、児童生徒や保護者の地域の防災訓練への参加を促していきます。

また、防災教育の担い手となる教職員に対する、研修の充実を図り、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。

## 第3 ボランティアとの協力体制【総務課】【こども家庭支援課】

区長は、災害発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする区災害ボランティアネットワークや社会福祉協議会等の活動を支援します。

## 第4 鶴見区災害対策連絡協議会（鶴見区防災会議）【総務課】

鶴見区災害対策連絡協議会は、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者から構成され、区民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進します。

## 第5 外国人等に対する支援策【総務課】

日本語の理解が十分でない外国人や日本の生活習慣に不慣れで災害発生時の対応やその後の生活に様々な不安を持つ外国人のために、不安を解消し、安心して過ごすことができるよう、外国人の安全確保等、外国人支援策を推進します。

## 第6 町の防災組織【総務課】

横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会町内会への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

町の防災組織とは、災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織のうち、防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいいます。

町の防災組織の定める活動計画

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。



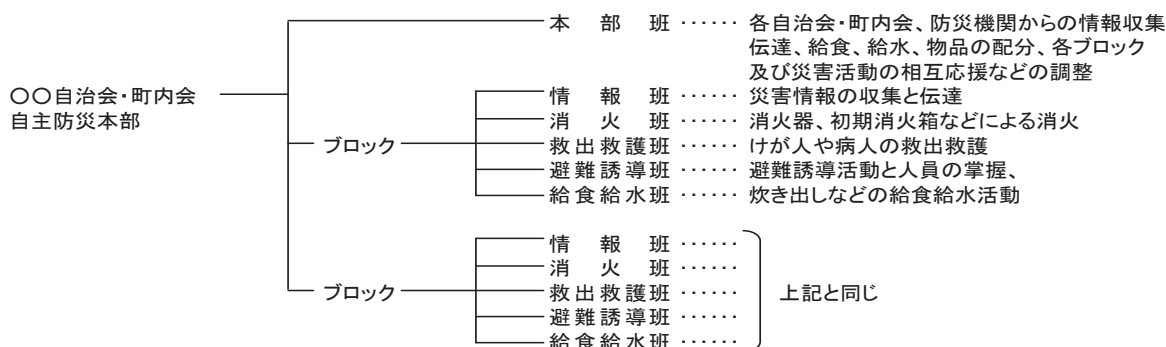
- (9) 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- (10) 地域防災拠点との連携に関すること。

(モデル組織)

(例1) 1ブロック(50世帯)の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



(例2) 2ブロック以上の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



## 第7節 区民及び地域の役割の啓発【総務課】

いざというときに命と暮らしを守るためには、「自助・共助」を基本とした取組を充実させることが最も重要となります。

区民一人ひとりが、隣近所や地域ぐるみで、日頃から防災意識をもって様々な準備をするために、啓発をする内容を次の項目に掲げます。

### 第1 各家庭での対策

#### 1 避難場所・避難経路等の確認

ハザードマップなどを利用して、次の点について、確認しておくことが必要です。

- (1) 自宅付近が洪水時に浸水が予測される地域であるか、そうである場合、浸水の深さがどれくらいと予測されているか（鶴見区洪水ハザードマップ：計画規模・想定最大規模）
- (2) 自宅付近の安全な避難場所及びそこに至る避難経路の確認
- (3) その他、下水道や水路からの被害、崖崩れ、風水害等による被害想定

#### 2 避難時持ち出し品の準備

いざという時に迅速に避難できるよう、避難時の持ち出し品（ラジオ、飲料水、懐中電灯、医薬品、ベビー用品など）を準備することが必要です。

※ 迅速に避難できるよう、持ち出し品はできるだけ少なくします。

#### 3 自宅周辺の点検・対応

- (1) 側溝や雨水ますを点検し、物で塞がないようにします。

- (2) 浸水が予測される地域では、土のうなど浸水を防ぐ資機材の準備をしておきます。
- (3) 崖崩れは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。崖崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。身の危険を感じたら、できるだけ早く避難する心構えが必要です。
- (4) 崖・擁壁の維持、管理は所有者の責任で行うものなので、日頃から崖の状況の確認を行い、必要に応じて防災工事を行う必要があります。
  - ※ 一定の条件を満たした場合、工事費の一部が助成される可能性があります。

#### 4 避難場所

風水害が発生した場合、区長は、あらかじめ指定した指定緊急避難場所（市立学校）や自主避難場所（自治会館等）を開設します。そのため、従前から近隣の避難場所を確認しておくことが必要です。

鶴見区には、河川の氾濫・浸水が発生した場合に木造家屋が流失・倒壊の危険がある「家屋倒壊等氾濫想定区域」に住宅がないことから、大雨で既に浸水が始まっており、避難場所等に避難することが必ずしも適切でない時は自宅や近隣建物の2階以上の安全な場所に避難することも大事です。

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は避難する必要はありません。

## 第2 地域での対策

### 1 防災意識向上に向けた取組

自主防災組織が定期的に風水害防災訓練を行うなど、地域全体で風水害に関する防災意識向上に取り組む必要があります。

### 2 情報伝達体制の確立

地域住民並びに自主防災組織は、連絡網を整備するなど、避難情報等、風水害に関する情報を地域の中で確実に伝達できる体制を整備する必要があります。

### 3 避難場所・避難経路の確認

- (1) 避難場所について、地域内で情報を共有します。
- (2) 風水害時の危険な場所を点検しておき、地域で情報を共有します。
- (3) 避難訓練などを活用して、安全に避難場所まで到達できる経路を確認し、地域で共有しておきます。

### 4 要援護者支援の仕組みづくり（第2章第5節参照）

風水害時に要援護者を地域でサポートできるよう、話し合っておきます。  
洪水浸水想定区域では具体的な支援について決めておくことが求められています。

### 第3 災害時の対策

#### 1 情報収集

台風などで大雨が降ることが予測されている場合は、テレビ・ラジオ、インターネット、携帯電話などで、積極的に情報収集するよう心がけます。

#### 2 無理のない安全な避難

- (1) 避難しようとしたときや避難途中に、自宅付近の道路が既に冠水している場合は、無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの2階以上の安全な高い建物などへ一時的に避難します。
- (2) 大雨等により既に浸水が始まっており、足元が見えない等の状況や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、避難場所等の屋外に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあります。状況に応じて自宅等の屋内や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保するように努めます。
- (3) 避難するときは、動きやすい服装で、また、2人以上近所の方々と声を掛け合い、つえ又はつえのようなもので足元を確認し行動するよう心がけます。

#### 3 近隣者同士の助け合い

要援護者が近隣にいる場合には、声を掛け合い、助け合いながら、お互いに安全に避難できるよう心がけます。

## 第8節 帰宅困難者の安全確保【避難者・駅対応班】

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが想定されます。

帰宅困難者対策について、平常時から国や都県等の関係自治体、鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関と連携・協働して次の対策を進めていきます。

### 第1 帰宅困難者の発生抑制のための啓発

帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要になります。このため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知するとともに、事業者、学校、区民へのそれぞれの立場に応じた啓発を進めます。

### 第2 主要駅周辺等における混乱防止

鉄道機関等が運行停止した場合、駅や繁華街に大量の人々が足止め状態となり、大きな混乱が予測されるため、平常時から、地域、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、鶴見警察署、区役所など関係者間の連携強化、それぞれの役割の明確化などを図ります。

### 第3 帰宅困難者への支援

鶴見区では、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、安全の確保と災害関連情報等を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」の指定を行っています。令和2年8月現在で、13施設を指定しており、必要に応じて、区長は公共施設等を一時滞在施設として開設を依頼します。

一時滞在施設では、帰宅困難者用に、水、食料、アルミブランケット、トイレパックを備蓄しています。

#### 【帰宅困難者一時滞在施設一覧】

鶴見公会堂	ナイス株式会社 本社ビル	株式会社松尾工務店
キリンビール株式会社 横浜工場	RAKU SPA 鶴見	富士の湯
横浜商科大学	澤の湯	竹の湯
鶴見医師歯科医師会会館	いやさか湯	
学校法人総持学園	宗教法人大本山總持寺	

### 第4 帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在 NAVI）

災害発生時に、どの一時滞在施設で受入れ可能かなどの情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。

## 第9節 防災関係機関等との相互連携【総務課】

### 第1 防災関係機関との連携強化

横浜市の災害対応機能を補完するため、防災関係機関と応急活動及び復旧活動に必要な協定等を締結し、大規模な風水害に備えます。

#### 1 相互応援協定の締結

区長は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化します。

#### 2 防災対策連絡協議会の開催

区長は、区域内の防災関係機関と協調し、防災対策連絡協議会を開催し、応急活動及び復旧活動での連携強化を図ります。